

座間市障害者計画・第四期障害福祉計画

(概要版)



座間市マスコットキャラクター
ざまりん

平成 27 年 3 月
座間市

目次

1	計画見直しの趣旨.....	1
2	計画の位置づけ.....	2
3	計画の期間.....	2
4	障がい福祉の課題.....	3
5	計画の基本的考え方.....	4
6	障害者計画.....	5
1	お互いを尊重し理解しあえるまちをつくる.....	5
2	自分らしく生きる力を発揮できるまちをつくる.....	6
3	支えあい、つながりあいながら自立できるまちをつくる.....	13
4	安心して暮らせるまちをつくる.....	15
7	障害福祉計画.....	17
1	平成29年度の目標値の設定.....	17
2	障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策.....	18
3	地域生活支援事業の見込量と確保のための方策.....	19
8	計画の推進及び評価.....	22
1	計画の推進体制.....	22
2	計画の進行管理及び評価.....	22

「障がい者」等の表記について

本計画では、本市の考え方に基づき「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。ただし、国の法令や法令上の規定、団体や施設名等の固有名詞については、引き続き漢字で表記をしています。このため、本計画では「がい」と「害」を使い分けています。

1 計画見直しの趣旨

座間市では「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とする障害者基本法に基づき、平成 24 年度から平成 26 年度を計画期間として、「座間市障害者計画」及び平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法に基づく「座間市障害福祉計画」を第三期の計画として策定し、障がい者福祉施策を推進してきました。

このような中、近年、障がいの重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活できるまちづくりが求められています。

国は平成 19 年に、国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」に署名しました。この条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約で、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の権利・尊厳を守ることをうたったもので、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締約国に対して求めています。

その後、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成 23 年に改正された障害者基本法では、障がい者の定義が見直されるとともに、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」（障害者の権利に関する条約第 2 条）とする障がい者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。

さらに平成 25 年には、障がい者の範囲に難病患者等を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など、平成 18 年に施行された障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正し、施行されました。

その他にも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 24 年 10 月）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 25 年 4 月）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月）が制定されるなど、この 10 年の間に、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定されています。

これらを踏まえて、県においては、平成 25 年度に「かながわ障害者計画」

が策定され、障がい者施策を総合的に推進しています。

本計画は、こうした障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応するとともに、本市の障がい者福祉施策をより具体的で実効性のあるものとして実施していくために、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく第四期の計画として「市町村障害福祉計画」を見直し、一体的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」（第四期）に相当するものです。

「座間市障害者計画」は、国や県の障害者計画を基本とする計画であるとともに、「第四次座間市総合計画」の基本構想のもと、福祉の分野における部門別計画として策定されている「座間市福祉プラン」の個別計画です。

「座間市障害福祉計画」は、国が定める基本指針に即し、「座間市障害者計画」の生活支援の部分にあたる障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画です。

両計画は、座間市地域福祉計画ほか保健・医療・福祉分野の計画及びそれ以外の関連分野の計画との整合性を図るよう努めました。

3 計画の期間

計画期間は、座間市障害者計画、座間市障害福祉計画ともに平成 27 年度から平成 29 年度までとします。

なお、今後の国の法律の動向や社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応するため、期間中であっても必要に応じ計画の見直しを行います。

図表 計画の期間

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
		見直し			見直し			見直し			
座間市障害者計画 座間市障害福祉計画 (第二期)			座間市障害者計画 座間市障害福祉計画 (第三期)			座間市障害者計画 座間市障害福祉計画 (第四期)			次期計画		

4 障がい福祉の課題

1) 障がい者福祉全般の課題

(1) 現行施策の進捗状況からみた課題

これまでの取組の振り返りから、障害者計画、第四期障害福祉計画に向けた課題を整理すると、大きく3つの課題が抽出されます。

- ①地域移行の基盤整備
- ②安全・安心の確保
- ③サービスの充実

(2) アンケート調査からみた課題

アンケート調査結果から、身体、知的、精神の各障がいに共通した次の課題が抽出されました。

- ①生活上の不安
- ②自立に向けた条件
- ③就労の課題
- ④外出の課題
- ⑤障害者総合支援法以降の変化
- ⑥災害時の課題

2) 障がい種別にみた課題

【身体障がい者】

身体障がい者では、生活上の不安では健康の不安が、介助の課題としては支援者の高齢化や健康不安が挙げられます。一方、障害者総合支援法以降の変化では、経済的負担増が指摘されつつも、家族の負担が減少し、自立生活への希望が出てきたという側面も見られます。身体障がい者の課題としては、医療体制、相談体制、日常生活支援、就労支援に集約されます。

【知的障がい者】

知的障がい者では、当事者の高齢化、親の高齢化に伴い、生活上の親の負担、介助の負担等、将来に向けた不安が顕著に現れています。親亡き後への対応として、相談体制、移動支援、就労支援が大きな課題です。

【精神障がい者】

精神障がい者では、健康不安が日常生活や就労に大きな影響を与えていると考えられます。日常生活支援として、相談体制、医療体制、就労支援が大きな課題と考えられます。

5 計画の基本的考え方

座間市では、平成10年度以降「座間市障害福祉計画」のなかで「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、国・県及び市民との協働で「完全参加と平等」の実現を基本理念とし施策を推進してきました。これらは、障がい者福祉の基本的な理念であり普遍的なものとして将来にわたり継承していきます。

そのうえで、将来の座間市が生きがいに満ち希望ある暮らしをつづけられるまちであるために、今回の計画見直しでは、現行計画を踏襲し、すべての人が互いに尊重しあい、地域社会の一員として支えあい、自らの意思で自分らしい生き方を選ぶことができる共生社会の実現をめざして基本理念を次のように定めます。

基本理念

～ ともに生きる ～

認めあい、支えあいながら、自分らしく
生きる力を発揮できるまちをめざして

1. お互いを尊重し理解しあえるまちをつくる

すべての人の人権が尊重されるよう啓発活動を行うと共に、障がいに対する正しい理解や認識が深まるよう交流機会や情報提供の充実により心のバリアフリーを推進します。

2. 自分らしく生きる力を発揮できるまちをつくる

障がいのある人がライフスタイルに応じて様々な生き方を選択できるよう制度の充実に努め、家族も含めた利用者のニーズに応じた生活支援をめざします。

3. 支えあい、つながりあいながら自立できるまちをつくる

ともに生きる社会の実現のため市民・団体・関係機関などとの連携や協働を推進するとともに、相談支援の充実やネットワークの構築に努め、障がいのある人が地域生活で孤立することなく自立した生活を送ることができるような支援体制の整備をめざします。

4. 安心して暮らせるまちをつくる

すべての人が快適で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備と、安全・安心な生活がおくれるよう防災や防犯体制の充実を図ります。

6 障害者計画

1 お互いを尊重し理解しあえるまちをつくる

1) 意識啓発

①意識啓発の推進

- すべての人が障がいについて正しく理解し、認識を持つ啓発や機会の提供を充実します。特に、知的障がいや精神障がい、発達障がいに関する理解の浸透を図ります。

ア 障がい福祉の啓発活動の充実

主な施策・事業名	主管課
福祉月間の事業の充実	福祉長寿課
福祉理解を促すための広報活動の推進	障がい福祉課
「障害者週間」の周知	障がい福祉課
適切な用語の使用の周知、用語の見直し	障がい福祉課

イ 人権尊重に向けた啓発の推進

主な施策・事業名	主管課
人権尊重意識の啓発	広報広聴人権課
学校教育での啓発	教育指導課
成年後見制度の利用促進に向けた啓発活動の推進	障がい福祉課
自殺対策の普及・啓発	障がい福祉課
障がい者虐待防止に向けた啓発活動の推進	障がい福祉課

②福祉教育の推進

- すべての人が障がいについて正しく理解し、認識を持つためには、幼い頃からの交流や体験ボランティアで、日常的に障がい者に慣れ親しむ環境創出が必要です。総合学習における障がい者理解の授業の充実等、学校などに働きかけながら啓発活動を推進します。
- 障がいのある人の理解に向け、団体の活動を支援し、様々な交流が生まれるように支援します。

主な施策・事業名	主管課
小・中学校における福祉教育の推進	教育指導課
社会教育における福祉教育の推進	生涯学習課
障がい者と市民の交流活動の推進	障がい福祉課
専門職の講師派遣	障がい福祉課

2 自分らしく生きる力を発揮できるまちをつくる

1) 生活支援

①地域生活の支援

- ・地域生活を支える環境づくりや権利擁護の推進など、様々な角度から障がいのある人の地域生活を支援していきます。

主な施策・事業名	主管課
障害福祉計画の策定	障がい福祉課
地域活動支援センターへの支援	障がい福祉課
成年後見制度の利用促進に向けた支援の実施	障がい福祉課
地域福祉権利擁護事業の充実 対象：知的障がい者 精神障がい者	障がい福祉課
地域生活支援拠点の整備	障がい福祉課

②在宅福祉サービスの充実

- ・ニーズの高いサービスの提供事業所の参入促進とともに、児童の日中活動の場の確保に努めます。
- ・利用者のニーズに対応できるよう、移動支援や同行援護など障がいのある人の外出支援サービスの提供体制の充実を図ります。

主な施策・事業名	主管課
配食サービス事業の実施 対象：身体障がい者	介護保険課
移送サービス事業の実施 対象：身体障がい者	福祉長寿課
ファミリー・サポート事業の実施 対象：身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	子育て支援課
施設通所交通費助成の実施	障がい福祉課
コミュニティバス運行事業	都市計画課
各種在宅福祉サービスの実施	障がい福祉課

③住宅・住機能の充実

- ・地域における障がいへの理解を深め、グループホームを中心としたサービス提供事業所の参入促進により、地域における住まいの供給を図ります。

主な施策・事業名	主管課
障がいに配慮した市営住宅整備の推進	建築住宅課
住宅設備改良費助成事業の充実 対象：身体障がい者 知的障がい者	障がい福祉課
グループホームの充実	障がい福祉課
グループホーム家賃助成事業の実施	障がい福祉課
グループホーム運営費補助事業の実施	障がい福祉課

④経済的支援制度の実施

- ・年金の支給や税の減免を継続していきます。

ア 年金・共済・手当の支給

主な施策・事業名	事業主体	対象となる障がい	主管課
障害基礎年金	国	身体・知的・精神	国保年金課
心身障害者扶養共済制度	国	身体・知的・精神	障がい福祉課
障害児福祉手当	国・市	身体・知的・精神	
特別障害者手当	国・市	身体・知的・精神	
児童扶養手当	国・市	身体・知的・精神	子育て支援課
特別児童扶養手当	国・県	身体・知的・精神	
在宅重度障害者手当	県	身体・知的・精神	障がい福祉課
心身障害者手当	市	身体・知的・精神	
重度心身障害児者介護手当	市	身体・知的	

イ 各種税金の軽減

主な施策・事業名	事業主体	対象となる障がい	主管課
市県民税の控除	県・市	身体・知的・精神	市民税課
軽自動車税の減免	市	身体・知的・精神	
自動車税・自動車取得税	県	身体・知的・精神	県税事務所
所得税	国	身体・知的・精神	税務署
相続税	国	身体・知的・精神	

ウ 公共料金の減免

主な施策・事業名	事業主体	対象となる障がい	主管課
水道料金の減免	市	身体・知的・精神	水道経営課
公共下水道使用料の減免	市	身体・知的・精神	下水道課
し尿収集手数料の減免	市	身体・知的・精神	資源対策課
粗大ゴミ収集手数料の減免	市	身体・知的・精神	資源対策課

⑤スポーツ、文化芸術活動の振興

- ・障がいのある人が障がいのない人とともに、スポーツや文化活動を行える環境づくりに努めます。
- ・障がいのある人が利用しやすいように、文化・スポーツ活動のイベントなど情報発信等環境整備に配慮します。

ア 障がい者スポーツの振興

主な施策・事業名	主管課
スポーツ活動・大会への参加	障がい福祉課
障がい者スポーツの情報提供	障がい福祉課

イ 文化活動促進への支援

主な施策・事業名	主管課
文化活動への参加機会の拡充及び内容の充実	障がい福祉課
情報提供の充実	障がい福祉課
障がいに対応できる図書類の整備	図書館

⑥福祉施設の充実

- ・引き続き民間活力により柔軟かつ質の高いサービス提供に努めます。
- ・既存の資源を活用して、地域生活支援拠点の整備を進めます。

ア 市立福祉施設の運営

主な施策・事業名	主管課
市立もくせい園の充実	障がい福祉課

イ 社会福祉法人への助成

主な施策・事業名	主管課
社会福祉法人への助成	障がい福祉課

2) 教育・育成

①障がい児の育成・療育の充実

- ・ 特別支援教育や療育に携わる人材の育成を図ります。
- ・ 幼稚園、保育園、小・中学校への切れ目のない連続性のある療育の実施と医療機関、サービス事業所などの関係機関との連携の充実に努めます。
- ・ 障がい児の放課後支援と児童発達支援事業の充実に努めます。

主な施策・事業名	主管課
乳幼児健診フォロー体制の整備・充実	健康づくり課
乳幼児発達支援体制の整備・充実	障がい福祉課
サニーキッズの機能充実	障がい福祉課
療育関係者講演会	障がい福祉課
子育て支援センター事業の実施	子育て支援課

②障がい児保育の充実

- ・ 引き続き障がい児保育の資質の向上を図ります。

ア 障がい児保育の推進

主な施策・事業名	主管課
統合保育の実施	保育課

イ 障がい児保育の人材育成

主な施策・事業名	主管課
障がい児保育研修の充実	保育課

ウ 専門職による支援の活用と療育機関との連携

主な施策・事業名	主管課
専門職による支援の活用と療育機関との連携	障がい福祉課 保育課

③就学相談・指導の充実

- ・ 就学相談や指導体制の充実に努め、障がい児の進路の確保に努めます。

ア 就学相談の充実

主な施策・事業名	主管課
就学相談体制の充実	教育指導課 障がい福祉課

イ 就学指導の充実

主な施策・事業名	主管課
就学指導委員会の開催	教育指導課
支援教育関係者会議の充実	教育指導課

④特別支援教育の充実

- ・個々の障がい児の状況に応じた、学級担当教員の指導力向上や教育の内容の改善・充実を図ります。また、学校には「教育相談コーディネーター」をおき、サービス事業者等関係機関との連携を図りながら支援をしていきます。

ア 教育環境の充実、多様な教育ニーズへの対応

主な施策・事業名	主管課
小・中学校への特別支援学級の設置の推進	教育指導課 学校教育課
学校施設の整備・充実	教育総務課
小・中学校障がい児介助員事業の推進	教育指導課
特別支援教育補助員の設置	教育指導課
教育相談コーディネーターの配置と関係機関との連携	教育指導課
教育カリキュラムの充実	教育指導課
座間市特別支援教育基本計画の推進	教育指導課

イ 就学への経済的支援の充実

主な施策・事業名	主管課
特別支援教育就学奨励費補助金の支給	学校教育課

ウ 教職員の資質の向上

主な施策・事業名	主管課
特別支援教育の推進	教育指導課

エ 交流教育の推進

主な施策・事業名	主管課
各種交流事業の充実	教育指導課

3) 雇用・就業

①障がい者の雇用の拡大

- ・障がいの特性に応じた就労機会の拡大と柔軟な雇用形態を支援します。
- ・法定雇用率達成事業所の拡大に向けて、公共職業安定所と連携し、ジョブコーチの支援やトライアル雇用、各種助成金制度などの積極的な広報及び情報の提供を行います。
- ・障がいのある人の雇用促進として、市民及び事業主に対して、障がいのある人の就労に対する理解を啓発するとともに、職場実習の受け入れなど積極的に推進します。
- ・企業等での就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加していくよう、就労継続支援事業等の充実を図ります。

主な施策・事業名	主管課
就労支援の充実	障がい福祉課
障がい者雇用報奨金交付事業の推進	商工観光課
障がい者の採用の促進	職員課
福祉的就労の促進	障がい福祉課
優先調達の推進	障がい福祉課

4) 保健・医療・補装具

①疾病の予防、障がいの早期発見

- ・小児医療の充実とともに、早期発見・早期療育を行うため、医療、福祉、保健との連携体制の充実を図ります。

ア 疾病の予防対策の推進

主な施策・事業名	主管課
健康づくりの推進	健康づくり課
予防接種事業の充実	健康づくり課
救急医療体制の整備・充実	医療課
Web119体制の整備・充実	消防管理課

イ 障がいの早期発見体制の整備・充実

主な施策・事業名	主管課
健康診査の充実	健康づくり課

②保健医療サービスの充実

- ・障がいの特性に応じた、サービス体制、医療体制の充実を図ります。

ア 相談・指導の充実

主な施策・事業名	主管課
保健相談事業の充実	健康づくり課
保健指導の充実	健康づくり課
精神障がい者相談訪問事業の充実	障がい福祉課
リハビリテーション相談事業の実施 対象：身体障がい者 知的障がい者	障がい福祉課

イ 健康づくりの基盤整備

主な施策・事業名	主管課
市民健康センターの充実	健康づくり課
更生医療費・育成医療費の助成	障がい福祉課
精神通院医療費の助成 対象：精神障がい者	医療課
心身障害者医療費助成事業の実施 対象：身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	医療課

③補装具給付等の充実

- ・引き続き日常生活や職業生活で、身体機能の障がいを補うために補装具を使用している方に助成を行っていきます。

主な施策・事業名	主管課
身体障がい者巡回相談の実施 対象：身体障がい者	障がい福祉課
身体障がい児者補装具の交付・修理 対象：身体障がい者	障がい福祉課

3 支えあい、つながりあいながら自立できるまちをつくる

1) 地域福祉の推進

①地域福祉の推進体制整備

- ・地域福祉の推進を図るため、身近な地域で支えあう地域住民間のネットワークの構築や、自治会、民生委員児童委員などの地域組織と連携により、支援体制の構築を強化します。
- ・障がい当事者も親を含む支援者も高齢化が進んでいます。親亡き後の財産管理等に向けて社会福祉協議会による法人後見を進めます。
- ・ボランティア等によるインフォーマルサービスの体制づくりを目指し、市民への福祉意識の醸成を推進するとともに、ボランティアの活動を支援します。
- ・社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携を強化し、ボランティアの育成、ボランティア情報の集約等を促進します。

ア 地域福祉の基盤整備

主な施策・事業名	主管課
総合福祉センターの充実	福祉長寿課
社会福祉協議会への支援・助成	福祉長寿課

イ 地域福祉ネットワークの整備

主な施策・事業名	主管課
地域保健福祉サービス推進委員会	福祉長寿課
地域自立支援協議会の運営	障がい福祉課
精神ネットワークミーティング・ざま	障がい福祉課

ウ 市民福祉活動の推進

主な施策・事業名	主管課
福祉ボランティアの充実	社会福祉協議会
障がい者の活動参加の促進	障がい福祉課
座間市民活動サポートセンターの活用	市民協働課
職員の福祉活動への支援	職員課

②相談支援体制の充実

- ・相談機関の一層の充実と周知を進めるとともに、各種関係機関と連携し、障がいのある人の生活全般にかかる相談支援を推進します。

ア 相談事業の充実

主な施策・事業名	主管課
相談支援事業の推進	障がい福祉課
家族教室の開催 対象：精神障がい者の家族	障がい福祉課
各種相談事業の実施	障がい福祉課 子育て支援課 教育指導課 広報広聴 人権課

イ 相談・情報提供体制の充実

主な施策・事業名	主管課
精神障害者地域活動支援センターの充実	障がい福祉課
民生委員児童委員活動への支援	福祉長寿課
障害福祉相談員活動への支援	障がい福祉課
障害者団体への支援	障がい福祉課

ウ 職員の育成

主な施策・事業名	主管課
市職員の育成	障がい福祉課 職員課

2) 情報・意思疎通

①情報提供の充実

- ・様々なメディアや関係機関を活用した多用な情報提供手段を検討するとともに、視覚障がいや聴覚障がいなどの特性や、目的に応じた分かりやすい情報提供に努めます。

主な施策・事業名	主管課
広報紙による福祉情報提供の充実	障がい福祉課 広報広聴人権課
事業案内冊子の充実	障がい福祉課
市ホームページの整備	広報広聴人権課
課ホームページの充実	障がい福祉課
情報提供方法・手段の充実	障がい福祉課
個人情報保護の促進	障がい福祉課
市民活動支援情報サイト「ざまっと」の活用	市民協働課
カラーバリアフリーの周知の実施	障がい福祉課
福祉機器の情報提供	社会福祉協議会
情報保障の充実	障がい福祉課
通訳者の養成	障がい福祉課

4 安心して暮らせるまちをつくる

1) 生活環境

①総合的な福祉のまちづくりの推進

- ・総合都市交通計画の基本方針に基づき、障がい者や健常者のわけ隔てなく、誰もが移動しやすい交通環境をつくるために、移動環境のバリアフリー化に取り組みます。
- ・継続的なバリアフリー化の推進を図るため、より質の高い交通バリアフリー整備の推進、市民への交通バリアフリーに対する理解の向上、バリアフリーのまちづくりへの展開を進め、市民や関係機関との連絡・調整を行い、すべての人にやさしい交通環境づくりの実現へ向けて、総合的・継続的な取組みに努めます。

ア 継続的なバリアフリー化の推進

主な施策・事業名	主管課
歩道のバリアフリー化の整備推進	道路管理者

イ 座間市総合交通計画の推進

主な施策・事業名	主管課
道路整備事業	道路管理者
コミュニティバス運行事業	都市計画課
公共交通事業	公共交通事業者
交通安全対策事業	県公安委員会

ウ 都市空間のバリアフリー化

主な施策・事業名	主管課
障がい者等に配慮した都市整備の推進	都市計画課
公園施設のバリアフリー化の推進	公園緑政課
歩行施設のバリアフリー化の推進	道路課

エ 公共施設のバリアフリー化

主な施策・事業名	主管課
公共施設等の整備・改善	各施設所管課

②防犯・防災対策の推進

- ・災害時において、災害時要援護者登録名簿を活用し、地域住民と連携した災害時要援護者支援体制づくりの充実を図ります。
- ・災害時の避難所に、福祉、医療的なケアを配慮した二次避難所の運営について検討していきます。
- ・災害時において、障がい児・者の窓口となる障がい福祉担当課の支援体制づくりの充実を図ります。

主な施策・事業名	主管課
防災知識の啓発	安全防災課
地域防災体制整備への支援	安全防災課
緊急時情報の提供体制の確立	安全防災課
緊急情報メール配信サービスの実施	安全防災課
避難所の整備	安全防災課
災害時要援護者名簿の運用の検討	障がい福祉課 福祉長寿課
火災警報器の設置費用の給付・助成	障がい福祉課
家具等転倒防止対策助成事業の実施 対象：身体障がい者	福祉長寿課
緊急通報システム 電話貸与事業の実施	福祉長寿課

7 障害福祉計画

1 平成 29 年度の目標値の設定

1) 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の 地域生活への移行す るもの		25年度末	29年度末	目標値
	施設入所者から地域移行者	4年間で4人		年間1人
	施設入所者数	78人	→ 4人 → 74人	4%以上減

2) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等 の整備	地域生活支援拠点の施設数	平成29年度末までに1箇所	圏域で1箇所
------------------	--------------	---------------	--------

3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就 労への移行等	一般就労への移行実績	24年度	29年度	移行実績の2倍	
		9件	→ 9件 → 18件		
	就労移行支援利用者数	25年度末	29年度末	6割以上増加	
		16名	→ 10名 → 26名		
	就労移行率	25年度末	30%	29年度末	就労移行率が3 割以上の事業所 を全体の5割
		①事業所A	3名	→ 1名以上	
		②事業所B	3名	→ 1名以上	
③事業所C		2名	→ 1名以上		
④事業所D		4名	→ 2名以上		
⑤事業所E		1名	→ 1名以上		
⑥事業所F		1名	→ 1名以上		
⑦事業所G	2名	→ 1名以上			

2 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

1) 訪問系サービス

■必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	時間	1,387	1,595	1,835
	人	95	110	126
重度訪問介護	時間	256	269	282
	人	3	3	3
同行援護	時間	402	422	444
	人	18	19	20
行動援護	時間	111	128	147
	人	4	4	4
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0
合計	時間	2,156	2,414	2,708
	人	120	136	153

2) 日中活動系サービス

■必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人	226	248	273
	人日	3,002	3,302	3,632
療養介護	人	16	16	16
短期入所	人	78	86	95
	人日	324	357	392
自立訓練 (機能訓練)	人	3	3	3
	人日	45	45	45
自立訓練 (生活訓練)	人	6	6	6
	人日	76	76	76
就労移行支援	人	22	24	26
	人日	215	230	246
就労継続支援 (A型)	人	13	15	16
	人日	260	300	320
就労継続支援 (B型)	人	194	213	234
	人日	2,430	2,673	2,940

3) 居住系サービス

■必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 （グループホーム）	人	94	103	113
施設入所支援	人	76	75	74
宿泊型自立訓練	人	3	3	3

4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

■必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人	32	42	56
地域移行支援	人	3	3	3
地域定着支援	人	3	3	3

5) 障がい児対象

■必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人	65	71	78
医療型児童発達支援	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人	127	139	153
保育所等訪問支援	人	1	1	1
障害児相談支援	人	11	14	18

3 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

1) 相談支援

■必要な量の見込み

項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業者	箇所	3	3	3
自立支援協議会	実施回数	2	2	3

2) 成年後見制度利用支援事業

■必要な量の見込み

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	人	7	8	8

3) 成年後見制度法人後見支援事業

■必要な量の見込み

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	なし	なし	あり

4) 意思疎通支援事業

■必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者派遣事業	人	37	41	45
要約筆記者派遣事業	人	2	2	3
手話通訳者設置事業	人	2	2	2

5) 日常生活用具給付等事業

■必要な量の見込み（1か年当たり）

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護訓練支援用具	件	17	18	20
自立生活支援用具	件	28	30	33
在宅療養等支援用具	件	22	24	27
情報・意思疎通支援用具	件	24	27	29
排せつ管理支援用具	件	2,516	2,767	3,044
住宅生活動作補助用具	件	7	7	8

6) 移動支援事業

■必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援	実利用者数	121	133	146
	延べ利用時間	1,307	1,437	1,581

7) 地域活動支援センター事業

■必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
機能強化事業（Ⅰ型）	箇所	1	1	1
	利用者数	53	56	59
機能強化事業（Ⅱ型）	箇所	0	0	0
	利用者数	0	0	0
機能強化事業（Ⅲ型）				
市内	箇所	5	5	5
	利用者数	74	74	74
市外	箇所	4	4	4
	利用者数	10	10	10

8) その他

① 訪問入浴サービス事業

■必要な量の見込み

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	利用実人数／月	17	18	19

② 日中一時支援事業

■必要な量の見込み

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	利用実人数／月	132	145	156
	延利用日数／年	7,854	8,639	9,503

③ 生活サポート事業

■必要な量の見込み（1か月当たり）

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活サポート事業	箇所	1	1	1
	利用者数	1	1	1

④ 社会参加促進事業

■必要な量の見込み

項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	箇所	2	2	2
芸術・文化講座開催等事業	箇所	2	2	2
点字・声の広報等発行事業	件	1	1	1

⑤ 自動車運転免許証取得・改造事業

■必要な量の見込み（1か年当り）

項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者自動車運転免許取得費助成事業	人	3	3	3
身体障害者用自動車改造費助成事業	人	5	5	5

⑥ 就労支援相談員設置事業

■必要な量の見込み

項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労支援相談員設置事業	人	1	1	1

8 計画の推進及び評価

1 計画の推進体制

1) 関係機関・団体との連携

障害者福祉施策は、広範囲な分野にわたることから、本計画を推進していくにあたり、庁内関係部局、関係機関・団体、障がい者等と連携を図りながら、総合的に取り組みます。

その中で、地域における障がい者を支えるネットワークの核となる「地域自立支援協議会」による中立・公平な相談支援事業の実施や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善、本計画の推進に必要な事項の検討・着実な進行管理に努めます。

2) 障害保健福祉圏域における連携

必要な障害福祉サービス量の確保やより効果的な事業展開のため、広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市との連携を図り施策の推進に努めます。

2 計画の進行管理及び評価

この計画に掲げた施策の進行管理は、「座間市地域自立支援協議会」で行い、計画の全体的な調整は「座間市地域保健福祉サービス推進委員会」で行います。

本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、計画の評価・見直しを行う機関として「座間市地域自立支援協議会」を位置づけるとともに、庁内による施策の進捗状況や数値目標等の評価を行います。

障害福祉計画については、国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量のほか、平成29年度末の目標値の達成状況を点検及び評価し、計画の見直しを実施します。

また、障がいのある人のニーズや社会経済状況等の変化等を踏まえて、必要に応じ、計画を見直すこととします。

座間市障害者計画・第四期障害福祉計画
(概要版)

発行日：平成 27 年 3 月

発行者：座間市

編集：座間市福祉部障がい福祉課

〒252-8655 座間市緑ヶ丘一丁目 1 番 1 号

電話 046-255-1111(代表)